

## 住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則案について

法務省民事局商事課

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅瑕疵担保対策室

### 1 趣旨

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に際し、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金（以下「住宅建設瑕疵担保保証金等」という。）について優先弁済を受ける権利を有する者の還付に関する手続、不足額の供託、保管替え及び取戻しの手続きについて規定するものである。

### 2 概要

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金等の還付を受けようとする者が供託物払渡請求書に添付すべき書面について定める。
- (2) 住宅建設瑕疵担保保証金等について優先弁済を受ける権利を有する者が債務名義又は公正証書等を有する場合の国土交通大臣の技術的確認の手続きとして、以下の事項等について定める。
  - ① 国土交通大臣による権利の調査及び技術的確認書の交付
  - ② 一定期間の申請額が供託金額を超過した場合の公示、権利の申出及び配当手続
- (3) 住宅建設瑕疵担保保証金等に対する権利の実行に関して国土交通大臣が行うことができる措置として、事業者への供託書正本の提出命令及び有価証券の換価について定める。
- (4) その他
  - ① 住宅建設瑕疵担保保証金等の不足額の供託をすべき期限の始期について定める。
  - ② 住宅建設瑕疵担保保証金等の保管替えの手続きについて定める。
  - ③ 住宅建設瑕疵担保保証金等の取戻し手続について定める。

### 3 施行日 平成21年10月1日